

問Ⅸ—⑤（特定地域に限定された事業）

特定地域に限定された事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められないのでしょうか。

答

- 1 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができるのがよいは言うまでもありません。
- 2 ただ、公益目的を達成するために必要な合理的な限定であれば、特定地域に限定するのは認められます。なお、目的に照らして対象者に不当な差別を設けて限定している場合、公益目的事業と認められませんので、ご注意ください。

（補足 1）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（補足 2）このケースの別表各号の代表的な例としては、3号 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業、4号 高齢者の福祉の増進を目的とする事業、7号 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業、11号 事故又は災害の防止を目的とする事業、12号 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 などが挙げられる。

（参照条文）

公益法人認定法第 2 条第 4 号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P52、別紙